

## 〔文献紹介〕

田中實編『公益信託の理論と実務』

太田達男

### 1 はじめに

早いもので、昭和52年に公益信託の第1号が誕生してから15年経つが、社団法人信託協会の発表によると、その設定件数は368件、信託財産残高は316億円に達したと言う（平成3年9月末現在）。

同じ機能を持つ財団法人の件数（12,439、平成2年10月1日現在——総理府調べ）とは比肩すべくもないが、少なくとも助成型公益活動を中心にフィランソपीの一つの組織・主体として普及、定着しつつあることが認められる。

ところで、公益信託が長らく活用されなかった原因として、①民事信託全般の不振、②信託会社は公益信託を受託できないとする有力学説の存在、③各主務官庁における設定、監督規定の不整備、④信託会社の無関心などが挙げられるが④の点について、この機会に少しく補足しておきたい。

大正11年4月、信託法・信託業法が成立するまで10回近く草案が作成されているが、当初は公益信託に関する規定はみられず、条文上公益を目的とする信託として登場するのは大正7年11月草案からである。この草案は政府部内や臨時法制審議会での検討を経て、さらに数次にわたり修正が加えられ、最終的に現行法の条文内容となった。

この間、信託会社協会（現信託協会の前身）は、営業信託における併營業務の範囲拡大については強力な陳情を行なうも、公益信託の導入についてはほとんど無関心、吾れ関せずのようであった。

臨時法制審議会において執拗なまでに公益信託の法制化と条文整備を迫ったのは江木衷委員（中央大学の前身イギリス法律学校の創立者の一人）であった。

同委員は信託を三つにわけ、営業として行なう営業信託、一般民事の私的信託、そして私的財産を公的財産に編入する公益信託があると論ずる。そして、財産権を固定化してしまう一般民事の私的信託は有害であり、最低必要限度の規定にとどめ、経済的に意義のある営業信託と社会的に有用な公益信託を信託法の中心に据えるべきと論陣を張る。また、この際民法の規定する財団法人制度を廃止し公益信託に吸収せよとも主張してい

る。(この部分の経緯は山田昭博士の労作「信託立法過程の研究」を参考にさせていただいた。)

このような経緯をみると、江木委員は営業信託と公益信託を異なる次元で捉えており、換言すれば営業信託で公益信託を設定するなどは最初からあり得べからざることと理解していたのではなからうか。公益信託法制化の急先鋒であり功労者であった江木委員の理解が仮に筆者の推理どおりであったとしたら、頭から公益信託は営業信託とは無縁の制度と考えていたに違いない当時の信託会社の発想も自然なものともみえてくる。

このような信託会社の発想は、大正13年5月、日本の発明王豊田佐吉翁が設立直後の三井信託株式会社米山社長を訪れ、理想的蓄電池の発明者に100万円(現在の何10億円に相当するのだろうか?)の賞金を交付する信託を引受けてほしいと申入れた際の米山社長の回答にも如実にあらわれている。

すなわち米山社長は「(前略)世界人類の福利を増進することになるから是非実行されんことを希望する。併し、信託会社が直接発明の募集を為す等のことは会社の性質上不能であるから、其実行は一切之を発明協会に委託されるが宜敷かるべく資金の管理利殖並に支出等のことは一切信託会社で掌握して差支えなき旨を答えたのであった。(後略)」と「豊田佐吉伝」(昭和8年刊)に寄稿している。(アンダーライン筆者、因みに翁のこの申し出は、社団法人帝国発明協会への寄付を先行させ、同協会を委託者兼受益者とする公益信託ならざる信託として契約された。)

かくして、戦前、戦後を通じて長らく公益信託は信託会社の業務とは無関係と考えられ(一部に信託会社の公益信託受託能力を肯定する学説もあったものの)、したがって、営業信託はもとより民事信託としても活用例が皆無にひとしかったため、公益信託はほとんど学問的にも実務的にも研究の主テーマとなることがなく、「信託の孤児」的存在が続いたのであった。

しかるに、昭和40年代後半における田中實慶応義塾大学教授(当時)はじめ諸先生の先駆のご努力により実用化が進んだ結果、法務、税務、実務それぞれに、より突込んだ参考書が渴望されるにいたった。

本書は正にそのような関係方面の期待に応えるもので、誠に意義の深いものである。

## 2 本書の構成と執筆者

### 1) 構成

#### 序説

#### 第1章 公益信託の法的構成

## 文 献 紹 介

第2章 公益信託の現状と分析

第3章 公益信託に関する実務

第4章 公益信託と行政

第5章 公益信託の税制度

第6章 公益信託の事例

第7章 結び

### 2) 執筆者

田中 實 (駿河台大学教授, 慶応義塾大学名誉教授)

序説と第7章を担当

新井 誠 (国学院大学教授)

第1章を担当

岩田恒男 (住友信託銀行営業企画部福祉信託室長)

第2章と第3章を担当

雨宮孝子 (松蔭女子短期大学助教授, 財団法人公益法人協会専門委員)

第4章, 第5章および第6章を担当

## 3 本書の内容と私の読後感

### 1) 序説

序説は四つの節からなっている。

I「社会の公益活動と信託の利用」では公益活動の担い手として第三セクターとも言うべき非政府・非営利の機構があり,これがチャリティないしフィランソロピーとよばれるものであること,その組織形体として法人型と信託型にわけられることが導入部として述べられている。

続いてII「先例としての英米公益信託」では,教授の実地調査も踏まえ,英米における公益活動の形成発展の過程が解説されている。アメリカのフィランソロピーは,英国風の貧困救済から始まったチャリティと異なり,当時の国情を反映して,より開拓,建設など公共的・社会的施設に力点がおかれていたという指摘は興味深い。

III「公益法人制度の先行と定着」ではわが国の公益法人制度に関し二つの重要な指摘をされている。一つは,官尊民卑の思想は公益活動にも現われ,民間公益活動は当初,行政補完的なものと位置づけられていたこと,もう一つは,公益活動は必ず事業を伴なうので公益法人は事業の経営主体であるとの考えが当初一般的であったとの指摘である。後年,公益信託も必ず事業を伴なうので(事業の信託が認められていない)信託会社は

公益信託の受託者たり得ないとする有力学説が登場する背景がある程度わかるような気がする。

Ⅳ「公益信託制度の実用化」では、信託二法制定時、公益信託は「応急的、蛇足的」に付け加えられたという歴史的事実を紹介し、ついで50年間休眠していた理由と実用化にいたる経緯が克明に述べられている。

## 2) 第1章 公益信託の法的構成

この章はⅠ信託法理と公益信託、Ⅱ公益信託の特質、Ⅲ公益信託における問題点、Ⅳ「公益」活動の現状と公益信託に関する若干の立法論的提言の4節により構成されている。

まず、Ⅰでは公益信託法理の基礎となる信託法の基本構造について、新井教授は、前著「財産管理制度と民法・信託法」第1編第二章第四節「日本信託法」をほぼ全面的に転載されて独自の理論を展開される。

すなわち、信託という法律行為についての戦前の通説であるいわゆる債権説と、通説に反対する立場としての故四宮教授の学説を紹介し、執筆者自身は基本的には通説の立場に立ちつつ、信託を二つに分け他益信託については四宮説がかなり妥当し、自益信託については通説の考え方がストレートにあてはまるとされる。しかし、信託の利益を享受するものの違いによって、受託者の権利、義務や受益権の性格を中心とする信託の基本法理に法的差異が生じるものかどうか、実務家としては卒直に言って疑問に思う。また、自益と他益で信託法理が異なるならば、その受益権（自益受益権・他益受益権）も性格を異にすることとなると思われるが、その点はどう考えたら良いのであろうか。受益権譲渡により自益が他益になることはよくあることで（理論的にはその逆もあり得よう）、新井説によれば譲渡の時点で信託の法的性格が変更されるということになるのであろうか。

営業信託の受託者としては従来、自益、他益の相違による受託者の管理行為（権利義務と言い換えてもよい）の差異を意識したことはなかったと思われるが、新井説によれば実務的にも影響がでてくるものであろうか。

さらに、Ⅱ「公益信託の特質」において執筆者は、公益信託における *rule against perpetuities* の非適用や、*cyprés doctrine* の援用を公益信託が典型的な他益信託であることから説明できると言われるが、私には理解できない。私としては、これらは信託目的が公益目的であることによるのみ説明できると思われるのだが。

公益信託においては、信託法の条文上任意設置である信託管理人は必要とすべきこと、受益者が特定・存在の場合でも任意に設置できるとの指摘については全く同感で、実務

## 文 献 紹 介

的にもそのように対応しているのが実状である。

ついで、Ⅲ「公益信託における問題点」として受益者と寄付の二点について論述されている。

まず、公益信託においては受益者は常に不特定・未存在、換言すると社会一般とも言うべきもので、奨学金、助成金等の受給者は公益信託の反射的利益を享受するにすぎないとの通説に対し、新井教授は具体的に受給者として指定された者が受益者となり、受給権が満足されない状態になれば、受給者は受益者に認められている信託法上の諸々の権利を行使することができる、と説かれる。

しかし、この点も実務家として素朴な疑問を持たざるを得ない。受給者は受託者が一度び支給を決定した助成金の給付不履行があった場合に、贈与契約における受贈者としての立場(返還不要の奨学金、表彰金、助成金などは一般的には贈与契約と考えられる)で、その履行を請求できる債権を有するにとどまり、信託法上の受益者としての諸々の権利(帳簿閲覧請求権、信託財産管理方法変更請求権、管理の失当による損失補償請求権、信託違反の処分行為の取消権等々)を行使することができる、とは考えにくい。

公益信託における給付も、信託法および信託行為の授權により受託者が行なうさまざまな取引(言葉は不適切かも知れないが)の一つにすぎず、受給者も取引の相手方として、取引の発生した原契約に基づく債権を持つ者の一人と考えられるがどうであろうか。(たとえば、土地信託における貸出金融機関は金銭消費貸借契約に基づく貸付債権を、公益信託の年次報告書の印刷を発注された印刷会社は請負契約に基づく代金債権をそれぞれ信託財産=受託者に対して有しておりもちろん受益者ではないが、受給者もそれらの者と立場を同じくすると思われるが。)

次に、公益信託に対する委託者以外の拠出は追加信託として構成するのか、あるいは寄付として考えるのかという点については、寄付説を支持しておられる。たしかに、追加信託と構成することは一般的には著しく無理があるとの観点で公益信託の標準条項でも寄付と構成した。ただし、ごく特別の例外として、設定後の出捐者を共同委託者として加える(すなわち追加信託)法的可能性もあると考えたい。(たとえば父親が1億円信託して設定した公益信託に後年子供がさらに1億円拠出するなどの場合、子供の意思によっては追加信託と構成した方が実状に則する場合もあろう。)

最後に新井助教授はⅣで公益信託の現状と立法論的提言に言及し、氏の分担部分を締めくくっておられる。

まず、公益信託がこのまま発展してゆくとさまざまな問題点を抱えている公益法人の二の舞いになる可能性が大きいと憂れられるが私も全く同感である。とくに税の認定と

関連して官庁主導型の色濃くなることを恐れるものである。

英国のチャリティコミッション的な機関の設立，許可なき公益信託の認容，信託管理人の必置，米国における split interest trust のわが国への導入など実務家にとっても示唆に富む提言である。とくに，信託法第68条による主務官庁の引受け許可こそないが（したがって，税法上の優遇措置もなく）立派な公益目的の信託が数多く実在することを付け加えておきたい。これらは私益信託という概念でくくるには，あまりにも信託目的が公益的である。新井教授もこのあたりのことを指摘されているのであろう。

### 3) 第2章 公益信託の現状と分析

本章および第3章は，住友信託銀行岩田恒男氏の分担部分である。同氏は昭和53年1月以来現在にいたるまで同行における公益信託業務の責任者として携わってこられた方である。全信託銀行中，最もこの分野に通暁された実務家で，同信託銀行の受託第2号を皮切りに100件前後の公益信託について，委託者とのコンサルテーション，設定準備・企画，主務官庁との折衝，発足後の運営のすべてを一手に取りしきっておられる方である。

この第2章はまず，社団法人信託協会の恒例による年度毎の公益信託設定統計をもとに分析を加え，さらにこの統計では把握できない実例分析，傾向を，住友信託銀行受託分69件により補完している。

今迄のところ，公益信託はほとんどいわゆる営業信託として設定されてきているので信託協会のこの発表資料は，研究者を含む関係各方面にとっても価値の高いものであろう。公益法人の場合，そのような調査はなかなか困難であろうし，また各主務官庁とも何故かあまり公開したがるにないだけに，公益信託のディスクロージャーは信託法第69条による公告制度とならんで，大変進んでいるものと言えよう。

ただ，欲を言うと，これだけ設定件数も増えて来ているのであるから，調査項目をもう少し細分化してもらえると有難い。たとえば，委託形態（共同受託，共同委託，単独受託），設定方式（生前信託，遺言信託），法人の区分（事業会社，公益法人，地方公共団体など），信託目的の区分（たとえば，学術研究と言っても，自然科学，社会科学，人文科学におけるなど），税区分（認定特定，特定，一般）などである。

その点，岩田氏は自行受託分をベースに上記のような点はもとより，委託者の設定動機なども含めて克明な分析を試みておられる。また，委託者や信託管理人からの受託銀行に対する忌憚のない意見，評価なども集約し紹介されており興味深い。

### 4) 第3章 公益信託に関する実務

この章では岩田氏は，公益信託の相談段階から設定にいたるまでを13ステップに，設

## 文 献 紹 介

定後の運営段階を8ステップにわけ、その実務を詳細に説明している。そして各ステップの随所に、ほとんどあらゆるタイプの公益信託を手掛けた岩田氏ならではの重要項目に対する事例も混じえて肌理細かい解説がなされている。地方公共団体を委託者とする場合の留意事項、共同委託・共同受託の手続、遺言による設定の手続、運営委員会の構成についての注意事項など、これから公益信託実務に携わろうとする者にとって大変参考になる章である。

### 5) 第4章 公益信託と行政

本章から第6章までの3章は、法学者で公益活動の専門家でもありかつ、信託実務にも詳しい雨宮助教授が執筆しておられる。

本章では、公益信託の設定許可ならびに監督の手続、内容が、とくに公益法人のそれとの対比、相違点に着目して簡潔に説明されている。ただ、一章を設けるにはやや違和感があり、第1章ないし第3章あたりに吸収してもよかったのではなかろうか。

### 6) 第5章 公益信託の税制度

本章はⅠ公益信託をめぐる税制の変遷、Ⅱ公益信託の各当事者に関する課税関係の現状、Ⅲ公益信託税制に関する今後の課題の三つの節から構成されている。

まず、Ⅰでは東洋信託銀行松崎澄義氏の論文（社団法人信託協会会報 No. 126 掲載）、日本大学教授（当時）吉牟田勲氏の論文（「信託論叢」所収——昭和61年、清文社）などを参考にされつつ、信託法制定当時、昭和15年税法改正、昭和40年税制改正、それぞれの時点における公益信託税制に係る法人税、所得税の変遷を説明される。それにしても、昭和15年改正により「公益信託の信託財産に付生ずる所得には所得税を課せず」と規定した所得税法第6条を法人税法第5条で準用していたものが、昭和40年改正でこの準用規定が欠落した理由は一体何であろうか。黙って見過した信託業界の当時の一員として不明を恥じるばかりである。

ついで、Ⅱでは、公益信託にかかわる現行税制の取扱いについて整理し克明に説明されている。

最後のⅢでは、公益信託税制を公益法人税制と比較しつつ、バランスを欠く取扱いとして次の諸点の整備を要望される。

すなわち、①寄付財産を金銭に限ることなく、公益法人同様、金銭以外の資産も認めるべきこと、②遺言による公益信託に関し、税の整備をなすべきこと、③認定特定公益信託における公益目的の範囲を公益法人における特定公益増進法人制度なみに拡大すべきことである。

たしかに、62・63年に公益信託税制が一部整備されたとは言え、肝心な部分が明確に

なっていないので、実務家として当惑するケースが多い。たとえば、

- ① 法人が一般公益信託の委託者の場合、一般寄付金枠による損金算入も認められないのかどうか。信託財産から生ずる所得は委託法人の所得として認識しなければならないのか。
- ② 一般公益信託の委託者が死亡された場合、相続財産になるのかどうか。遺言信託の場合かどうか。

などである。

①の点については、村祭りに寄付しても損金計上ができるのに、イレボカブルで残余財産は国・地方公共団体、もしくは同種の目的をもつ公益法人への寄付、またはシンプル原則の適用による信託の継続しかあり得ないように構成されている公益信託（公益信託はすべてそのように構成されている）に信託しても、一般寄付金枠による損金算入を認めないと取り扱うことは事実上困難であろう。まして、信託財産を資産計上し、その収益も法人所得として認識することなどは常識上考えられない。

また、②の点についても何等経済的利益を継承するわけでもないのに、相続財産として課税することなど、本当にできるのであろうか。

実際の取り扱いとして①、②両方とも、徴税当局は黙認しているので、実害はないとの話も聞くが何時までも曖昧なままでよいものだろうか。

わが国の信託税制は、基本的には信託導管理論に立脚しているが、少なくとも公益信託については導管理論ではどうしても割り切れないものが残るのではあるまいか。独立の法人格的な実態をもつものとしての税制上の整備は、技術的に不可能なものなのであろうか。このようなことを考えさせられる論文である。

## 7) 第6章 公益信託の事例

公益信託の事例が6例紹介されている。

この事例を通して、公益信託が公益法人と全く同様に（あるいはより公益的に）ひたすら公益活動に携わっている姿が浮き彫りにされている。

欲を言うと、それぞれ収支計算書を掲載していただくとよかったのではあるまいか。

委託者の尊い財産から、事務に係る費用をなるべく切り詰め、なるべく多くの部分を公益活動にふり向ける公益信託の姿がより説得力をもってアピールされたのではあるまいか。

## 8) 第7章 「結び」

最後に再び田中教授が筆を取られ、結びとして八つの提言をされている。

- ①公益法人与信託銀行が公益信託の共同受託者として引き受ける方式の提唱、②公益

## 文 献 紹 介

信託運営の合理化、効率化を図るための信託業界による共同運営センター的な機関の設立、③不動産も公益信託財産として活用すべきこと、④公益信託の報酬体系について、もう少し肌理細まかくした方がよいこと、⑤受給者を受益者として認識すべきこと、⑥アメリカにおける split interest trust 的なパターンの導入、⑦英国のチャリティコミッション的な公益専門官庁の設置、⑧より一層の税制上の整備の諸点である。

既に述べた理由により、受給者を法律上受益者として認識することには、法理的にも実務的にも抵抗を覚えるが、他の諸点については、それぞれ示唆に富む提言であり、今後関係方面が協力し逐次実現に向けて努力したいものである。

(富士銀行審議役)

[田中實編『公益信託の理論と実務』有斐閣，B 5 判251頁，定価3,440円]

